居宅介護支援事業所運営規程

社会福祉法人　徳慈会

居宅介護支援事業所運営規程

社会福祉法人徳慈会　特別養護老人ホームさくら苑　指定居宅介護支援事業所運営規程

（事業の目的）

第１条　　この規程は、社会福祉法人徳慈会　特別養護老人ホームさくら苑が開設する「居宅介護支援センターさくら」（以下「事業所」という）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という）の適切な運営を確保する為、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態にある利用者に対し、適切な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　　事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよに配慮して行うものとする。

２　事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。

３　事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとする。

４　事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者及び介護保険施設等との密接な連携に努める。

（事業所の名称等）

第３条　　事業を行なう事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

１．　名　称　　居宅介護支援センターさくら

２．　所在地　　埼玉県北本市深井５丁目６７番地　特別養護老人ホームさくら苑

（職員の職種、員数及び職務内容）

第４条　　事業所に勤務する職種・員数及び職務内容は次のとおりとする。

１．　管理者　　１名　（主任介護支援専門員）介護支援専門員と兼務

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行なうとともに、自らも居宅介護支援業務を行なうものとする。

２．　介護支援専門員　１名以上　（うち１名　管理者と兼務）

介護支援専門員は、居宅介護支援業務を行ない、要介護者等の能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるように援助を行なう。

３．　事務職員　１名　（兼務）

必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第５条　　事務所の営業日数及び営業時間は、次のとおりとする。

１．営 業 日　　月曜日から金曜日までとする。

ただし、１２月３０日から１月３日までを除く。

２．営業時間　　９時００分から１８時００分までとする。

３．連絡体制　　電話等により、２４時間常時連絡可能な体制をとる。

（居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等）

第６条　　居宅介護支援の提供方法、内容は次のとおりとし、利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

１．相談の場所　　居宅介護支援センターさくら相談室（必要に応じ居宅訪問を実施）

２．課題分析票の種類　　さくら苑独自のアセスメント表を使用しています。

３．サービス担当者会議開催場所　　利用者自宅または特別養護老人ホームさくら苑　相談室

４．居宅訪問の頻度　　月１回以上

５．モニタリングの結果記録　　月１回

２．第７条に定める通常の事業の実施地域を超えて行なう居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。　尚、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

１．通常の事業の実施地域（北本市・鴻巣市・桶川市）は無料

２．通常の事業の実施地域を超えてから、片道１キロ１００円とする。

３．前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明した上で、支払いに同意する旨の文章に署名（記名捺印）をうけることとする。

（通常の事業の実施地域）

第７条　　通常の事業の実施地域は、北本市、鴻巣市、桶川市とする。

（苦情処理）

第８条　　自ら提供した指定居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

２．提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第２３条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

３．提供した指定居宅介護支援に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

（事故発生時の対応）

第９条　　利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合に、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

２．前項の事故の状況及び事故に際して採った措置を記録する。

３．利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（個人情報の保護）

第１０条　　利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

２．事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第１１条　　事業所は利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

（１）虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

（２）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

（３）その他虐待防止のために必要な措置

２．事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（その他の運営についての留意点）

第１２条　　事業所は、従業者の質的向上を図る為の研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

１．採用時研修　　採用後１ヶ月以内

２．継続研修　　年１２回以上

２．従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

３．従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。

４．この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、社会福祉法人徳慈会理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成１２年４月１日より施行する。

この規程は、平成１８年４月１日より施行する。

この規程は、平成１９年４月１日より施行する。

この規程は、平成２０年３月１日より施行する。

この規程は、平成２０年５月１日より施行する。

この規程は、平成２１年４月１日より施行する。

この規程は、平成２５年１１月１日より施行する。

この規程は、平成２６年１月１日より施行する。

この規程は、令和３年４月１日より施行する。（（第１１条虐待防止に関する事項）の追加）